

ご存じですか？

生命保険の「非課税枠」

相続税について

相続財産（課税財産）総額が基礎控除を超えた場合、相続税が課せられます。

【基礎控除】 3,000万円 + (600万円×法定相続人の数)

例 法定相続人が妻と子2人の場合

$$3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \begin{array}{|c|c|c|} \hline \text{法定相続人 3人} \\ \hline \text{妻} & \text{長男} & \text{長女} \\ \hline \end{array} = \text{基礎控除額 } 4,800\text{万円}$$

非課税財産
について

財産を相続するにあたり、相続税の対象とならない財産があります。
お墓や仏壇などの「祭祀のための財産」や「生命保険の死亡保険金のうち非課税限度額までの部分」が相続税の非課税財産とされています。

生命保険には相続手続きを円滑にする様々な特徴があります

- 受取人固有の財産になる → 受取人を指定して遺せる
- 遺産分割協議の対象外 → 原則、遺留分侵害額請求の対象にならない
- 非課税枠がある → 非課税限度額まで課税対象にならない

生命保険（死亡保険金）の
非課税限度額

500万円 × 法定相続人の数（相続税法第12条）

※契約者と被保険者が同一で、死亡保険金受取人が相続人の場合

例 生命保険の活用有無による課税財産の違いを確認してみましょう。
(相続財産：6,000万円 法定相続人：3人の場合)

$$\begin{array}{|c|c|c|} \hline \text{法定相続人 3人} \\ \hline \text{夫} & \text{妻} & \text{長男} & \text{長女} \\ \hline \end{array} \rightarrow 500\text{万円} \times 3\text{人} = \text{非課税限度額 } 1,500\text{万円}$$

<生命保険加入なし>



<生命保険加入あり>



保有資産 夫：10,000万円（1億円） 妻：5,000万円

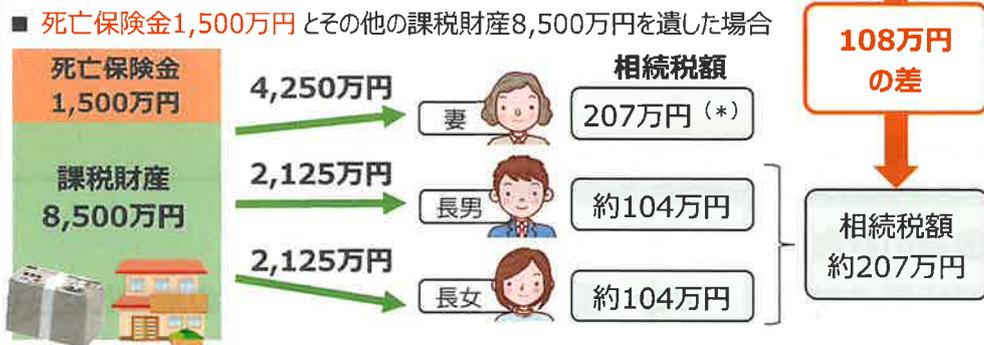
一次相続



死亡保険金の非課税枠の活用なし



死亡保険金の非課税枠の活用あり



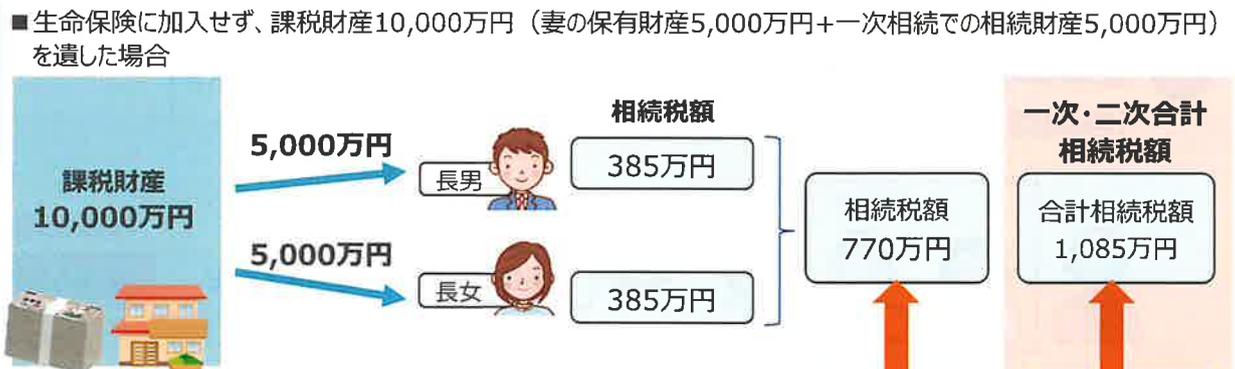
108万円の差

(*) 配偶者は取得した財産のうち法定相続分又は16,000万円（1億6,000万円）のいずれか大きい金額に対応する税額までは相続税はかかりません。

二次相続



死亡保険金の非課税枠の活用なし



死亡保険金の非課税枠の活用あり



150万円の差

約259万円の差

※法定相続人ごとの相続税額と相続税の総額、生命保険の有無による相続税の差額は、万円未満を切り上げて表示しているため、実際の税額とは若干の相違があります。

相続税額早見表

一次相続

二次相続

において生命保険の加入有無を比較

【早見表前提】 ■一次相続では「配偶者の税額軽減」を法定相続分まで活用 ■子は全て成人 ■孫の養子縁組はなし ■相続税額は遺産総額を各相続人が法定相続分どおりに取得した相続税の総額 ■生命保険に加入の場合、各相続人が法定相続分どおりに取得したものとし、各々生命保険（死亡保険金）の非課税枠を限度額まで適用 ■各税額は万円未満を切り上げ

一次相続

遺産総額 (万円)	子1人			子2人			子3人		
	①保険加入 なしの場合	②1,000万円の 保険加入の場合	軽減額 (①-②)	①保険加入 なしの場合	②1,500万円の 保険加入の場合	軽減額 (①-②)	①保険加入 なしの場合	②2,000万円の 保険加入の場合	軽減額 (①-②)
4,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,000	40	0	▲ 40	10	0	▲ 10	0	0	0
6,000	90	40	▲ 50	60	0	▲ 60	30	0	▲ 30
7,000	160	90	▲ 70	113	35	▲ 78	80	0	▲ 80
8,000	235	160	▲ 75	175	85	▲ 90	138	30	▲ 108
9,000	310	235	▲ 75	240	144	▲ 96	200	80	▲ 120
10,000	385	310	▲ 75	315	207	▲ 108	263	138	▲ 125
15,000	920	780	▲ 140	748	612	▲ 136	665	490	▲ 175
20,000	1,670	1,520	▲ 150	1,350	1,163	▲ 187	1,218	993	▲ 225
40,000	5,460	5,260	▲ 200	4,610	4,348	▲ 262	4,155	3,805	▲ 350
60,000	9,855	9,630	▲ 225	8,680	8,362	▲ 318	7,838	7,463	▲ 375
100,000	19,750	19,500	▲ 250	17,810	17,454	▲ 356	16,635	16,185	▲ 450

二次相続

遺産総額 (万円)	子1人			子2人			子3人		
	①保険加入 なしの場合	②500万円の 保険加入の場合	軽減額 (①-②)	①保険加入 なしの場合	②1,000万円の 保険加入の場合	軽減額 (①-②)	①保険加入 なしの場合	②1,500万円の 保険加入の場合	軽減額 (①-②)
4,000	40	0	▲ 40	0	0	0	0	0	0
5,000	160	90	▲ 70	80	0	▲ 80	20	0	▲ 20
6,000	310	235	▲ 75	180	80	▲ 100	120	0	▲ 120
7,000	480	385	▲ 95	320	180	▲ 140	220	70	▲ 150
8,000	680	580	▲ 100	470	320	▲ 150	330	170	▲ 160
9,000	920	780	▲ 140	620	470	▲ 150	480	270	▲ 210
10,000	1,220	1,070	▲ 150	770	620	▲ 150	630	405	▲ 225
15,000	2,860	2,660	▲ 200	1,840	1,560	▲ 280	1,440	1,155	▲ 285
20,000	4,860	4,660	▲ 200	3,340	3,040	▲ 300	2,460	2,140	▲ 320
40,000	14,000	13,750	▲ 250	10,920	10,520	▲ 400	8,980	8,380	▲ 600
60,000	24,000	23,750	▲ 250	19,710	19,260	▲ 450	16,980	16,380	▲ 600
100,000	45,820	45,545	▲ 275	39,500	39,000	▲ 500	35,000	34,250	▲ 750

Point 1

契約者（保険料負担者）と被保険者が同一で、
死亡保険金の受取人が相続人の場合、非課税枠が適用できます

Point 2

非課税枠は、保険金受取人の人数に限らず、
法定相続人の人数分が適用されます（*）

法定相続人が配偶者・子2人の場合、配偶者のみを死亡保険金受取人にしても、1,500万円（500万円×3人）の非課税枠をご活用できます。

Point 3

相続を放棄した場合にも、
死亡保険金については受取ることができます（*）（民法896条）

Point 4

お金に「宛名」をつけて遺せます

死亡保険金は原則として、相続財産ではなく「受取人固有の財産」となります。
また、原則として、遺産分割協議の対象外となります。

ただし、最高裁の判例（2004年10月29日判決）にて、生命保険金を受領した相続人とその他の相続人との間に生ずる不公平が到底是認することが出来ないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が存する場合には、当該保険金を、特別受益に準じて持ち戻しの対象とするとされています。

Point 5

すぐに現金化できます

原則、遺産分割協議の対象外となるため、すみやかに死亡保険金をお受取りいただけます。

※約款上の免責事項などによりお支払い対象外になることがあります。また事前確認などにより時間がかかることもあります。
※相続が発生すると相続人であっても被相続人名義の預金口座から一定割合（金額による上限あり）しか預貯金の引き出しができなくなります。

（*）非課税枠を計算するうえで法定相続人の数には、相続放棄した相続人も含まれますが、相続放棄をした人が受取っても、死亡保険金の非課税枠の適用はありません。

- 生命保険の目的は将来起こりうるリスクに備えることであり、保険金等の税法上の優遇措置はそれに付随するものです。
- この資料は、2025年2月現在の法令等に基づいて作成しています。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますのでご注意ください。
- この資料は一般的な事例・手続き等について記載しているものであり、具体的な事例・手続き等に対して助言するものではありません。具体的な事例につきましては、所轄の税務署・顧問税理士等にご相談ください。

<募集代理店>

<引受保険会社>

ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

【ジブラルタ生命のホームページ】 <https://www.gib-life.co.jp/>

積立利率更改型一時払終身保険 (23) (米国ドル建・豪ドル建) 無配当
積立利率のお知らせ (米国ドル建・積立金定期引出タイプ)

契約日が2025年4月1日から2025年4月15日の間の場合

積立利率は所定の指標金利に基づき毎月2回 (1日と16日) 設定され、契約日時点の積立利率が適用されます。
 お申込みから契約日までの間に積立利率が変更となった場合、変更後の積立利率が適用されますので、15日および月末近くにお申込みの場合は十分にご注意ください。

米国ドル建・積立金定期引出タイプ (積立金定期引出特約 (23) を付加するタイプ)

積立利率適用期間20年 [契約年齢 : 0歳~79歳]		積立利率適用期間15年 [契約年齢 : 80歳~90歳]	
積立利率	年 4.12 %	積立利率	年 4.12 %
実質的な利回り	年 3.05%	実質的な利回り	年 3.25%

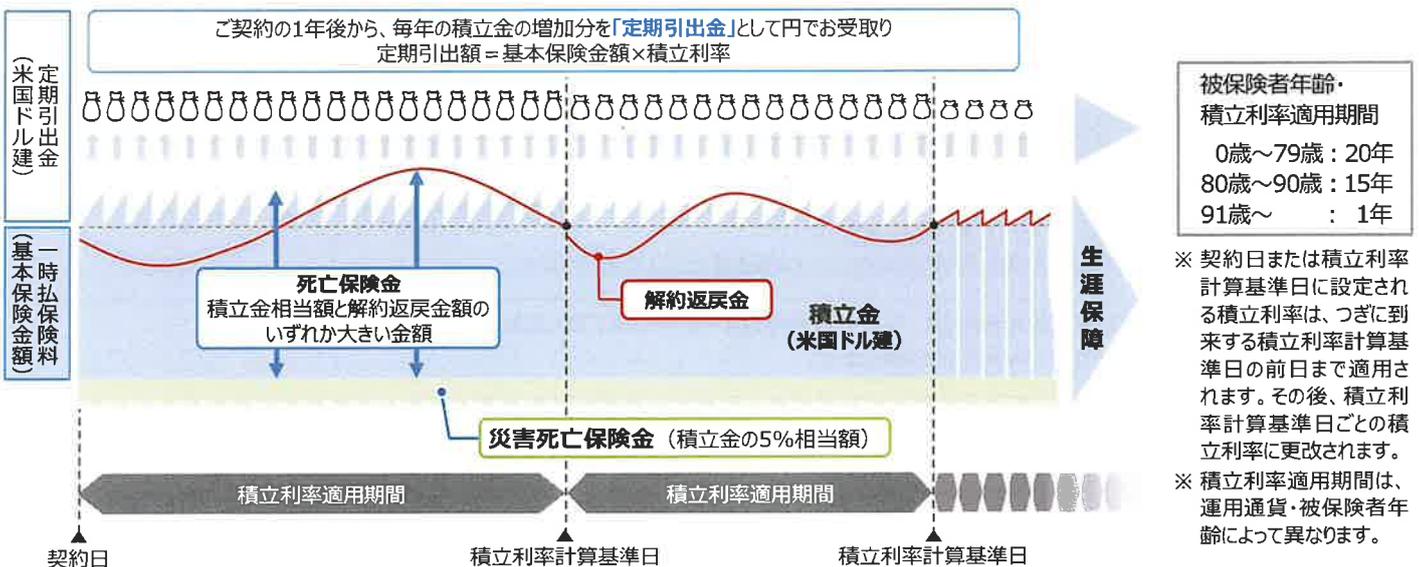
- ※ 定期引出に要する費用がかかることから、積立金定期引出特約 (23) を付加した場合の積立利率は、この特約を付加しないときに比べて低くなります。
- ※ 初回の積立利率計算基準日における積立金額 (運用通貨建) と定期引出金の受取累計額の合計を一時払保険料で除することで収益率を算出し、それを年複利計算により算出した利回りを実質的な利回りとします。「実質的な利回り<積立利率」となります。
- ※ 実質的な利回りは外貨建の利回りであり、円建の利回りではありません。また、積立利率計算基準日以外の日付で解約した場合にお受取りいただく解約返戻金の利回りを保証するものではありません。

● 毎年の定期引出額 (契約日~初回の積立利率計算基準日まで)

この資料の作成日 (2025年3月28日) 時点の為替レートで試算した額を表示しています。

一時払保険料 (基本保険金額)	1,000 万円 (保険料円入金特約付加)	65,919.58 米国ドル ...① <small>※保険料円入金特約用の為替レート 1米国ドル = 151.70円 の場合</small>	
積立利率適用期間20年 [契約年齢 : 0歳~79歳]		積立利率適用期間15年 [契約年齢 : 80歳~90歳]	
毎年の定期引出額	2,715.89 米国ドル	毎年の定期引出額	2,715.89 米国ドル
円換算した毎年の定期引出額 <small>※積立金定期引出特約(23)(定期引出金を円により支払う場合の特則)用の為替レート 1米国ドル = 151.19円 の場合</small>	約 41 万円	円換算した毎年の定期引出額 <small>※積立金定期引出特約(23)(定期引出金を円により支払う場合の特則)用の為替レート 1米国ドル = 151.19円 の場合</small>	約 41 万円

- ※ 実際の一時払保険料は円で支払った保険料のジブラルタ生命受領日 (着金日) の為替レートを使用して算出します。
- ※ 定期引出額は、ジブラルタ生命所定の為替レート (積立金定期引出特約 (23) (定期引出金を円により支払う場合の特則) 用の為替レート) を適用し、円でお受取りいただけます。適用する為替レートの換算基準日は定期引出日となります。
- ※ 定期引出額を円に換算した場合の金額は、為替変動による影響を受け増減しますのでご注意ください。

商品のしくみ (イメージ)


この保険には、お客さまにご注意いただきたいリスクやご負担いただく費用があります。裏面を必ずご確認ください。



必ずご一読ください

為替リスクについて

この保険は外貨を円に換算するとき、**為替相場の変動による影響を受けます**。したがって、保険金額等（外貨）を円に換算した場合の金額がお払込みいただいた一時払保険料相当額（円）を下回ることがあり、**損失が生じるおそれがあります**。

- この保険にかかる**為替リスクは、契約者および受取人に帰属します**。
- 為替相場の変動がなかった場合でも、為替交換手数料分のご負担が生じるため、**お受取りになる円換算の金額がお払込みいただいた一時払保険料相当額（円）を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります**。

解約返戻金について

この保険は運用資産（債券等）の価値の変化を解約返戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場価格調整を行い、解約返戻金は増減することがあります。（「適用されている積立利率を計算するための基準利率（*1）」が、「解約日（減額日）」に適用される積立利率を計算するための基準利率（*1）+ A（*2）」より高いときは解約返戻金額を増加させ、低いときは減少させます。）また、契約日から経過10年未満で解約（減額）する場合は、解約控除がかかります。したがって、これらの**市場価格調整や解約控除により、解約返戻金は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります**。

（*1）基準利率とは、積立利率を決定する際に用いるジブラルタ生命所定の方法で計算した利率です。

（*2）基準利率を用いて積立利率を設定する日と解約日（減額日）の間に生じる金利の変動や、債券等運用資産の売却にかかる取引費用に備えるためにジブラルタ生命が定めた率になります。運用通貨が外貨の場合、解約日（減額日）において0.00%以上0.10%以下の範囲内で設定されます（契約時には定まっていません）。

ご契約にかかる費用について

● 積立利率について

● 基本タイプの積立利率は、ジブラルタ生命所定の率から保険関係費用を差し引いた率となります。保険関係費用とは、災害死亡保障費率や保険契約の締結・維持に必要な費用としてそれぞれ新契約費率および維持費率をいいます。

● 積立金定期引出タイプの積立利率は、基本タイプの積立利率から定期引出に要する率を差し引いた率となります。したがって、積立金定期引出タイプの積立利率は、基本タイプと比べて低くなります。

積立利率を設定する際に、以下の保険関係費用をご負担いただけます。

保険関係費用	運用通貨	積立利率適用期間	
		1年超	1年
すべての契約に含まれるもの 災害死亡保障費率・新契約費率・維持費率	米国ドル 豪ドル	1.30%	保険関係費用は、積立利率の設定のたびに変わる可能性があるため、一律に記載することができません。
積立金定期引出特約（23）を付加した場合 （上記に加えて）定期引出に要する率	米国ドル 豪ドル	0.10%	

● 外貨のお取扱いによりご負担いただく費用

【円で保険料等をお払込みいただく場合の費用】

ジブラルタ生命所定の為替レートには、以下の為替交換手数料が含まれています。

【米国ドル：0.5円/1米国ドル 豪ドル：0.5円/1豪ドル】（*3）

【円で保険金・定期引出金・解約返戻金をお受取りになる場合等の費用】

ジブラルタ生命所定の為替レートには、以下の為替交換手数料が含まれています。

【米国ドル：0.01円/1米国ドル 豪ドル：0.03円/1豪ドル】（*3）

【外貨で保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の費用】

お取扱いの金融機関により、ジブラルタ生命が負担する送金手数料とは別に、お客さま負担となる諸手数料が必要な場合があります。（金融機関ごとに諸手数料は異なるため、一律に記載できません。詳しくは取扱金融機関にご確認ください。）

● 年金支払期間中に年金で受取る場合にご負担いただく費用

年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%（*3）を年金支払日の年金原資から控除します。

※年金支払移行特約（積立利率更改型一時払終身保険用）、介護年金移行特約および遺族年金特約によるお取扱い

● 解約（減額）の際にご負担いただく費用

契約日から経過10年未満に解約（減額）された場合、解約（減額）する積立金額から経過年数に応じた所定の金額（解約控除）をご負担いただけます。

（*3）2024年5月1日現在の費用です。将来変更される可能性もあります。

● この資料では、商品内容に関する詳しい説明は行われておりません。ご契約のご検討に際しましては『**契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）**』『**ご契約のしおり・約款**』『**保険設計書**』等を必ずご覧のうえ、販売資格をもつ生命保険募集人から商品内容に関する十分な説明をお受けください。

● ご契約後の保障内容については、保険証券に記載されているとおりとなりますのでご確認ください。

● 生命保険募集人は、お客さまとジブラルタ生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して、ジブラルタ生命が承諾したときに有効に成立します。

● 金利情勢等により、通貨、被保険者の年齢、積立利率適用期間によっては販売停止となる場合があります。

実際に適用される積立利率および実質的な利回りは、ジブラルタ生命のホームページをご覧ください。

【ジブラルタ生命のホームページ】 <https://www.gib-life.co.jp/>

<募集代理店>

<引受保険会社>

ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

ナンバー ジブロック

0120-78-2269 (通話料無料)

【ジブラルタ生命のホームページ】 <https://www.gib-life.co.jp/>